ホ　介護医療院における短期入所療養介護費

基本部分				夜勤を行う職員の配置基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所者の定員を超える場合	注 医師、薬剤師、看護職員、介護職員の員数が基準に満たない場合	注 看護師の基準に定められた看護職員の員数に2/100を乗じて得た数未満の場合	注 常勤のユニットケアーマネジャー等に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 療養環境の基準(原下)を満たさない場合	注 療養環境の基準(療養室)を満たさない場合	注 夜勤を行う職員の配置基準に関する加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 老年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)	a Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 （ 752 単位）	−25単位	×70／100	×70／100	×90／100	×97／100	−25単位	−25単位	夜間勤務等看護(Ⅰ)+23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ)+14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ)+14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ)+7単位	+200単位（7日間を限度）	+90単位（7日に1回を限度に算定する。ただし、令和6年3月31日までの間は、14日を限度）	+120単位	片道につき+184単位
			要介護2 （ 874 単位）												
			要介護3 （ 1,112 単位）												
			要介護4 （ 1,213 単位）												
			要介護5 （ 1,305 単位）												
		b Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<多床室>	要介護1 （ 815 単位）												
			要介護2 （ 945 単位）												
			要介護3 （ 1,204 単位）												
			要介護4 （ 1,315 単位）												
			要介護5 （ 1,414 単位）												
	(二) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	a Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 （ 752 単位）												
			要介護2 （ 851 単位）												
			要介護3 （ 1,084 単位）												
			要介護4 （ 1,180 単位）												
			要介護5 （ 1,270 単位）												
		b Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<多床室>	要介護1 （ 815 単位）												
			要介護2 （ 852 単位）												
			要介護3 （ 1,085 単位）												
			要介護4 （ 1,180 単位）												
			要介護5 （ 1,270 単位）												
	(三) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	a Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 （ 746 単位）												
			要介護2 （ 844 単位）												
			要介護3 （ 1,075 単位）												
			要介護4 （ 1,170 単位）												
			要介護5 （ 1,259 単位）												
		b Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<多床室>	要介護1 （ 809 単位）												
			要介護2 （ 845 単位）												
			要介護3 （ 1,075 単位）												
			要介護4 （ 1,170 単位）												
			要介護5 （ 1,259 単位）												
(2) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)	a Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 （ 746 単位）												
			要介護2 （ 812 単位）												
			要介護3 （ 1,022 単位）												
			要介護4 （ 1,111 単位）												
			要介護5 （ 1,192 単位）												
		b Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<多床室>	要介護1 （ 809 単位）												
			要介護2 （ 876 単位）												
			要介護3 （ 1,119 単位）												
			要介護4 （ 1,223 単位）												
			要介護5 （ 1,305 単位）												
	(二) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	a Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 （ 750 単位）												
			要介護2 （ 816 単位）												
			要介護3 （ 1,026 単位）												
			要介護4 （ 1,116 単位）												
			要介護5 （ 1,196 単位）												
		b Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<多床室>	要介護1 （ 811 単位）												
			要介護2 （ 878 単位）												
			要介護3 （ 1,117 単位）												
			要介護4 （ 1,207 単位）												
			要介護5 （ 1,287 単位）												
	(三) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	a Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 （ 746 単位）												
			要介護2 （ 814 単位）												
			要介護3 （ 1,024 単位）												
			要介護4 （ 1,113 単位）												
			要介護5 （ 1,193 単位）												
		b Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<多床室>	要介護1 （ 809 単位）												
			要介護2 （ 877 単位）												
			要介護3 （ 1,116 単位）												
			要介護4 （ 1,206 単位）												
			要介護5 （ 1,287 単位）												
(3) 特別介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費	a Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 （ 792 単位）												
			要介護2 （ 868 単位）												
			要介護3 （ 1,079 単位）												
			要介護4 （ 1,172 単位）												
			要介護5 （ 1,210 単位）												
		b Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<多床室>	要介護1 （ 855 単位）												
			要介護2 （ 919 単位）												
			要介護3 （ 1,132 単位）												
			要介護4 （ 1,225 単位）												
			要介護5 （ 1,313 単位）												
	(二) Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	a Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 （ 835 単位）												
			要介護2 （ 848 単位）												
			要介護3 （ 847 単位）												
			要介護4 （ 1,037 単位）												
			要介護5 （ 1,158 単位）												
		b Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)<多床室>	要介護1 （ 882 単位）												
			要介護2 （ 895 単位）												
			要介護3 （ 1,084 単位）												
			要介護4 （ 1,177 単位）												
			要介護5 （ 1,214 単位）												
(4) ユニット型Ⅰ型介護医療院療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1 （ 895 単位）												
			要介護2 （ 1,004 単位）												
			要介護3 （ 1,247 単位）												
			要介護4 （ 1,433 単位）												
			要介護5 （ 1,434 単位）												
		経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>	要介護1 （ 882 単位）												
			要介護2 （ 1,000 単位）												
			要介護3 （ 1,242 単位）												
			要介護4 （ 1,343 単位）												
			要介護5 （ 1,434 単位）												
	(二) ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	a ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1 （ 882 単位）												
			要介護2 （ 895 単位）												
			要介護3 （ 1,084 単位）												
			要介護4 （ 1,229 単位）												
			要介護5 （ 1,415 単位）												
		経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>	要介護1 （ 882 単位）												
			要介護2 （ 895 単位）												
			要介護3 （ 1,084 単位）												
			要介護4 （ 1,229 単位）												
			要介護5 （ 1,415 単位）												
(5) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室>		要介護1 （ 881 単位）												
			要介護2 （ 893 単位）												
			要介護3 （ 1,215 単位）												
			要介護4 （ 1,309 単位）												
			要介護5 （ 1,354 単位）												
	(二) 経過的ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>		要介護1 （ 881 単位）												
			要介護2 （ 893 単位）												
			要介護3 （ 1,215 単位）												
			要介護4 （ 1,309 単位）												
			要介護5 （ 1,354 単位）												
(6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費	a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1 （ 841 単位）				×90／100								
			要介護2 （ 915 単位）												
			要介護3 （ 1,168 単位）												
			要介護4 （ 1,262 単位）												
			要介護5 （ 1,347 単位）												
		経過的ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>	要介護1 （ 841 単位）												
			要介護2 （ 843 単位）												
			要介護3 （ 1,168 単位）												
			要介護4 （ 1,262 単位）												
			要介護5 （ 1,347 単位）												
	(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1 （ 835 単位）												
			要介護2 （ 846 単位）												
			要介護3 （ 1,136 単位）												
			要介護4 （ 1,247 単位）												
			要介護5 （ 1,324 単位）												
		経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>	要介護1 （ 835 単位）												
			要介護2 （ 846 単位）												
			要介護3 （ 1,136 単位）												
			要介護4 （ 1,247 単位）												
			要介護5 （ 1,324 単位）												
(7) 特定介護医療院短期入所療養介護費		(一) 5時間以上4時間未満	（ 629 単位）											+60単位	
		(二) 4時間以上6時間未満	（ 978 単位）												
		(三) 6時間以上8時間未満	（ 1,228 単位）												

(8) 療養食加算		（1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度））
(9) 緊急時施設診療費	イ 緊急時治療管理	（1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定）
	ロ 特定治療	
(10) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	（1日につき 3単位を加算）
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	（1日につき 4単位を加算）
(11) 重度認知症疾患療養体制加算	(一)重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 （1日につき140単位を加算） 要介護3・4・5（1日につき240単位を加算）	
	(二)重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 （1日につき200単位を加算） 要介護3・4・5（1日につき100単位を加算）	
(12) 特別診療費（※2）		
(13) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	（1日につき 22単位を加算）
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	（1日につき 18単位を加算）
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	（1日につき 6単位を加算）
(14) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	（1月につき ＋所定単位×26／1000）
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	（1月につき ＋所定単位×19／1000）
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	（1月につき ＋所定単位×10／1000）
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	（1月につき ＋(三)の90／100）
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	（1月につき ＋(三)の80／100）
(15) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	（1月につき ＋所定単位×15／1000）
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	（1月につき ＋所定単位×11／1000）

注 所定単位は、(1)から(13)までにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、(1)から(13)までにより算定した単位数の合計

：「緊急時施設診療費」、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

※　夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※（3）及び（6）を適用する場合には、（※2）を適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和6年3月31日まで算定可能。
※ 令和3年9月30日までの間は、短期入所療養介護費の(1)から(7)までについて、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。